

第3 財政指標

1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和6年度決算における健全化判断比率（4指標）および資金不足比率については、次のとおりです。

（1）健全化判断比率及び資金不足比率（一覧表）

項 目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 R5 算定値	早 期 健 全 化基準(%)
健全化判断比率 （4 指 標）	実質赤字比率	—	—	3 . 7 5
		実質収支額 9,877（黒字）	実質収支額 11,179（黒字）	
	連結実質赤字比率	—	—	8 . 7 5
		実質収支額 9,877 公営事業資金剰余額 19,400 計 29,277（黒字）	実質収支額 11,179 公営事業資金剰余額 21,851 計 33,030（黒字）	
	実質公債費比率	1 1 . 3	1 1 . 6	2 5 . 0
将来負担比率	1 6 4 . 4	1 6 4 . 5	4 0 0 . 0	
資金不足比率	企 業 会 計	水道事業	—	2 0 . 0
		資金剰余額 7,892（黒字）	資金剰余額 9,767（黒字）	
		工業用水道事業	—	2 0 . 0
		資金剰余額 6,544（黒字）	資金剰余額 7,181（黒字）	
	病院事業	—	2 0 . 0	
	資金剰余額 1,265（黒字）	資金剰余額 1,783（黒字）		
	流域下水道事業	—	2 0 . 0	
	資金剰余額 983（黒字）	資金剰余額 713（黒字）		
	特 別 会 計	地方卸売市場事業	—	2 0 . 0
		資金剰余額 29（黒字）	資金剰余額 29（黒字）	
港湾整備事業	—	2 0 . 0		
資金剰余額 2（黒字）	資金剰余額 3（黒字）			

- ※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。
- ※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。
- ※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生をめざすことになります。
- ※4 「公営事業資金剰余額」には、算定上、貸付事業関連の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業、就農施設等資金貸付事業等、林業改善資金貸付事業、沿岸漁業改善資金貸付事業、中小企業者等支援資金貸付事業等）に係る実質収支額は含まれません。

(2)各指標の概要

ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.3ポイント改善し、「11.3%」となりました。なお、早期健全化基準である25%を約14%下回っています。

エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から0.1ポイント改善し、「164.4%」となりました。なお、早期健全化基準である400%の2分の1以下の数値となっています。

オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

(3)実質公債費比率及び将来負担比率の内訳

実質公債費比率の内訳

(千円・%)

区 分	R4年度決算	R5年度決算	R6年度決算	分母比
分子 ①＝②＋③－④	46,579,467	41,481,743	41,103,249	10.5
元利償還金(公債費充当一般財源等額) ②	105,554,115	100,045,984	95,812,735	24.6
準元利償還金 ③				
積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	0.0
満期一括償還地方債に係る年度割相当額	8,190,000	9,093,333	10,030,000	2.6
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	3,201,204	2,542,962	2,598,190	0.7
組合等が起した地方債の元利償還金に対する負担金等	1,004,405	951,407	923,558	0.2
債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)※	550,377	434,058	461,692	0.1
一時借入金の利子	0	0	44	0.0
算入公債費等の額 ④	71,920,634	71,586,001	68,722,970	17.6
分母 ⑤＝⑥－⑦	373,298,273	379,167,938	389,971,176	100.0
標準財政規模 ⑥	445,218,907	450,753,939	458,694,146	117.6
算入公債費等の額 ⑦	71,920,634	71,586,001	68,722,970	17.6
実質公債費比率(単年度) ① / ⑤ × 100	12.5	10.9	10.5	
実質公債費比率(3か年平均)	12.1	11.6	11.3	

(※)債務負担行為に基づく支出額の内訳				
PFI事業に係るもの			48,085	0.0
国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの	194,039	60,900	40,032	0.0
地方公務員等共済組合に係るもの	243,852	248,788	241,830	0.1
その他上記に準ずるもの	-	-	-	-
利子補給に係るもの	112,486	124,370	131,745	0.0

将来負担比率の内訳

(千円・%)

区 分	R5年度決算	R6年度決算	分母比
分子 ①＝②－⑩	623,916,035	641,502,055	164.4
将来負担額 ②＝③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩	1,689,988,427	1,682,399,491	431.4
一般会計等に係る地方債の現在高 ③	1,486,293,744	1,479,903,657	379.5
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	4,424,121	3,915,952	1.0
公営企業債等繰入見込額 ⑤	30,891,353	28,759,222	7.4
組合負担等見込額 ⑥	10,758,870	11,591,591	3.0
退職手当負担見込額 ⑦	157,614,945	158,226,314	40.6
設立法人の負債額等負担見込額 ⑧	5,394	2,755	0.0
連結実質赤字額 ⑨	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑩	-	-	-
将来負担額からの控除額 ⑪＝⑫＋⑬＋⑭	1,066,072,392	1,040,897,436	266.9
充当可能基金 ⑫	135,134,143	150,244,184	38.5
充当可能特定歳入 ⑬	8,577,902	9,156,428	2.3
基準財政需要額算入見込額 ⑭	922,360,347	881,496,824	226.0
分母 ⑮＝⑯－⑰	379,167,938	389,971,176	100.0
標準財政規模 ⑯	450,753,939	458,694,146	117.6
算入公債費等の額 ⑰	71,586,001	68,722,970	17.6
将来負担比率 ①／⑮	164.5	164.4	

④、⑤、⑧ の 内 訳				
債務負担行為に基づく支出予定額				
PFI事業に係るもの	683,981	643,323	0.2	
いわゆる五省協定等に係るもの	-	-	-	
国営土地改良事業に係るもの	55,043	15,010	0.0	
地方公務員等共済組合に係るもの	2,344,613	2,067,642	0.5	
依頼土地の買い戻しに係るもの	1,340,484	1,189,977	0.3	
公営企業債等繰入見込額				
流域下水道事業会計	26,255,330	24,376,804	6.3	
病院事業会計	3,755,591	3,485,607	0.9	
地方卸売市場事業特別会計	691,860	764,558	0.2	
港湾整備事業特別会計	151,195	96,325	0.0	
水道事業会計	37,377	35,928	0.0	
設立法人の負債額等負担見込額				
第三セクター等	5,394	2,755	0.0	

健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

1 実質赤字比率

一般会計と公営事業会計以外の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営事業会計（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。この指標は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などを対象としています。

※各年度の実質公債費比率をもとに、過去3か年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

元利償還金等

- ・ 地方債の元利償還金
- ・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

元利償還金等に充当した特定財源

4 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを示す指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る交付税算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

- ・ 地方債の現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ・ 退職手当負担見込額
- ・ 県が損失補償等を付している出資法人の負債に対する一般会計等の負担見込額 など

- ・ 将来負担額に充当可能な特定財源
- ・ 将来負担額に充当可能な基金額（財政調整基金、県債管理基金 など）

5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 企業会計は、「流動負債－控除企業債等－流動資産」
- ・ 特別会計は、「歳出額－歳入額（繰越明許費繰越額や未収入特定財源を除く）」

- ・ 企業会計は、「営業収益の額－受託工事収益の額」
- ・ 特別会計は、「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」

■ 対象会計の範囲（三重県の場合）

